

## 松江市監査委員告示 第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、松江市長から平成30年度から令和2年度及び令和4年度から令和6年度までの包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

令和8年3月26日

松江市監査委員 三島 康夫

松江市監査委員 宮内 浩二

松江市監査委員 米田 ときこ

### 1 包括外部監査の特定事件

滞納債権に関する事務の執行について（平成30年度実施）

高齢者福祉に関する事務の執行について（令和元年度実施）

生活保護に関する事務の執行について（令和2年度実施）

基金の管理と運用に関する事務の執行について（令和4年度実施）

業務委託に関する事務の執行について（令和5年度実施）

公共施設の管理運営等に関する事務執行について（令和6年度実施）

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置等

別紙 平成30年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和元年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和2年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和4年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和5年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和6年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

平成30年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

対象	番号	指摘 /意見	項目	指摘・意見・提言内容	措置年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
第1 松江市市税等滞納整理対策本部	1-1	指摘	対象債権の選定	対象とする債権の選定について、選定者・選定方法・選定基準等について、要綱等に明確に定めるべきである。	R1.8 措置済	「松江市税等滞納整理対策本部会議設置要綱」を改正し、対象債権の選定者等を定めた。	税務管理課
	1-2	意見		松江市市税等滞納整理対策本部会議の対象とする債権について、見直しを検討することが望ましい。	R1.8 措置済	「松江市税等滞納整理対策本部会議」で対象債権の見直しを行い、「松江市税等滞納整理対策本部会議設置要綱」で定めた。	税務管理課
	2	意見	会議内容	滞納整理のノウハウの共有や情報共有体制の構築につながるよう、会議内容を工夫・改善することが望ましい。	措置済	「松江市税等滞納整理対策本部会議」を核として、各債権の滞納整理の進捗管理や徴収事務のノウハウに関する研修、意見交換、情報共有を行っており、今後も引き続き、積極的に収入未済額の解消や収納率の向上に努めていく。	税務管理課
第2 市税（税務管理課）	3	意見	臨戸訪問や納付相談の際の書式	臨戸訪問や納付相談において、必要な情報を漏れなく聴取し、必要な資料を徴求できるよう、具体的な書式等を整備し、担当者の交代があっても一定の水準が保たれるようにすることが望ましい。	H31.4 措置済	臨戸訪問や納付相談において、必要な情報を聴取するため、収支や財産、借入など生活状況を記録する「生活状況票」を見直した。	税務管理課
	4	意見	分割納付の書式	分割納付書の書式を統一した方が望ましい。また、「生活状況等について虚偽の申し立てが判明した場合」について、具体的に例示するなどして明確にした方が望ましい。虚偽の申し立てか否かの判断のためには、滞納者が署名押印した生活状況申告書のような書式を整備する必要がある。	H31.4 措置済	書式（「誓約書兼同意書」・「誓約書」）について、分納不履行及び生活状況等に虚偽の申し立てが判明した場合、滞納処分の実施に同意する旨の内容に統一した。「生活状況票」について、滞納者から生活状況を申告する書式としても活用できるよう見直した。	税務管理課
	5	意見	情報共有（全般）	強制徴収公債権の担当所管課間では、滞納者の税務情報を共有することは可能であると解され、滞納整理事務の効率化、合理化のため、より密接な情報共有体制を構築することが望ましい。	R1.7 措置済	「松江市税等滞納整理対策本部会議」で、引き続き密接な情報共有体制を継続することを確認した。また、自発的な情報提供についても、事務の効率化の観点から、情報を必要とする課が他の所管課に調査を行うことを確認した。	税務管理課
	6	意見	情報共有（財産調査、戸籍調査）	滞納整理事務の効率化、合理化のため、財産調査、相続人調査を実施した所管課は、他の所管課に対し、自発的に情報提供することが望ましい	R1.7 措置済		税務管理課
	7	指摘	消滅時効・不納欠損（債権管理体制）	人員の関係から、実態調査を十分に行えないまま、消滅時効期間を経過し、不納欠損をすることがないよう、事務の効率化など債権管理体制の構築を検討すべきである。	H31.4 措置済	今後も引き続き、安易に不納欠損をしないよう、十分な実態調査を実施すると共に、納付管理・滞納処分・執行停止など、適正な滞納整理を行う旨、確認した。	税務管理課
第3 国民健康保険料（保険年金課）	8	意見	臨戸訪問や納付相談の際の書式	臨戸訪問や納付相談において、必要な情報を漏れなく聴取し、必要な資料を徴求できるよう、具体的な書式等を整備し、担当者の交代があっても一定の水準が保たれるようにすることが望ましい。	H31.7 措置済	「生活状況票」を見直し、臨戸訪問や納付相談で聴き取りができるよう書式を整備した。	保険年金課
	9	意見	日曜納付相談	日曜納付相談については、回収効率がよいものといえ、日曜納付相談の実施回数を増やすことを検討されることが望ましい。	H31.4 措置済	過去に月2回の日曜納付相談を試行し、結果的に月1回の方が効率的であるとの判断から現行の月1回の日曜納付相談を継続することとした。	保険年金課
	10	意見	情報共有・臨戸訪問	国民健康保険料と市税を共に滞納している滞納者数は多く、事務効率の観点から、情報を共有して共同で臨戸訪問を行うことを検討することが望ましい。	H31.4 措置済	効率化を図るため、税務管理課と連携して臨戸訪問をすることを確認した。	保険年金課

平成30年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

対象	番号	指摘 /意見	項目	指摘・意見・提言内容	措置年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
第4 後期 高齢者医療 保険料（保 険年金課）	11	指摘	相続人に対する 請求	人員の関係から、相続人調査をしないまま、消滅時効期間が経過し、不納欠損することがないよう、滞納金額が大きい案件など一定の基準を設けたうえで、戸籍調査を行い、相続人に対し請求すべきである。	H31.4 措置済	同居の相続人がいない場合等には、戸籍調査を行い相続人を確定し、請求を行うことを確認した。	保険年金課
	12	指摘	消滅時効・不納 欠損（債権管理 体制）	人員の関係から、実態調査を十分に行えないまま、消滅時効期間を経過し、不納欠損をすることがないよう、事務の効率化など債権管理体制の構築を検討すべきである。	H31.4 措置済	今後も引き続き、安易に不納欠損をしないよう、十分な実態調査を実施すると共に、納付管理・滞納処分・執行停止など、適正な滞納整理を行う旨、確認した。	保険年金課
	13	意見	臨戸訪問や納付 相談の際の書式	臨戸訪問や納付相談において、必要な情報を漏れなく聴取し、必要な資料を徴求できるよう、具体的な書式等を整備し、担当者の交代があっても一定の水準が保たれるようにすることが望ましい。	R1.7 措置済	「生活状況票」を見直し、臨戸訪問や納付相談で聴き取りができるよう書式を整備した。	保険年金課
	14	指摘	滞納処分	滞納処分の実施件数が少なく、滞納処分が可能な案件がないかを検討し、滞納処分を実施すべきである。	H31.4 措置済	財産があるにも関わらず納付をしない滞納者に対しては滞納処分を行うことを改めて確認した。	保険年金課
	15	指摘	連帯納付義務者 に対する請求	連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、督促、催告、滞納処分などを実施すべきである。	R2.3 措置済	他の収納業務担当課と連携し、連帯納付義務者に対しての滞納処分に取り組むことを確認した。	保険年金課
	16	指摘	相続人に対する 請求	相続人調査をしないまま、消滅時効期間が経過し、不納欠損することがないよう、戸籍調査を行い、相続人に対し請求すべきである。	R1.10 措置済	同居の相続人がいない場合等には、戸籍調査を行い相続人を確定し、請求を行うことを確認した。	保険年金課
第5 介護 保険料（介 護保険課）	17	意見	臨戸訪問や納付 相談の際の書式	臨戸訪問や納付相談において、必要な情報を漏れなく聴取し、必要な資料を徴求できるよう、具体的な書式等を整備し、担当者の交代があっても一定の水準が保たれるようにすることが望ましい。	R1.10 措置済	他の収納業務担当課と協議して書式を作成した。	介護保険課
	18	指摘	滞納処分	年金差押えが功を奏しているが、預貯金、給与に対しても差押えを積極的に実施すべきである。	R1.12 措置済	滞納金額に基準を設け、実態調査（資産状況等）を行った上で、資力・支払能力が認められれば差押を実施することを確認した。	介護保険課
	19	指摘	連帯納付義務者 に対する請求	連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、滞納処分などを実施すべきである。	R2.1 措置済	他の収納業務担当課と連携し、連帯納付義務者に対しての滞納処分に取り組むことを確認した。	介護保険課
	20	指摘	相続人に対する 請求	相続人調査をしないまま、消滅時効期間が経過し、不納欠損することがないよう、戸籍調査を行い、相続人に対し請求すべきである。	R1.10 措置済	同居の相続人がいない場合等には、戸籍調査を行い相続人を確定し、請求を行うことを確認した。	介護保険課
	21	指摘	消滅時効・不納 欠損（債権管理 体制）	人員の関係から、実態調査を十分に行えないまま、消滅時効期間を経過し、不納欠損をすることがないよう、事務の効率化など債権管理体制の構築を検討すべきである。	R1.12 措置済	今後も引き続き、安易に不納欠損をしないよう、十分な実態調査を実施すると共に、納付管理・滞納処分・執行停止など、適正な滞納整理を行う旨、確認した。	介護保険課

平成30年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

対象	番号	指摘 /意見	項目	指摘・意見・提言内容	措置年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
第6 保育料（子育て支援課）	22	意見	担保の徴求	公正かつ公平な滞納整理の観点から、担保を徴求すべき条件等を検討し、事務要綱等を整備することが望ましい。	R1.8 措置済	分納計画にあわせて、児童手当からの徴収の申出書を担保として徴取し、不履行の際には、児童手当からの引き去りを行うこととした。	子育て支援課
	23	意見	児童手当からの特別徴収	公正かつ公平な滞納整理の観点から、児童手当からの特別徴収すべき条件等を検討し、事務要綱等を整備することが望ましい。	R3.4 措置済	「松江市児童手当からの保育料の特別徴収に関する取扱要領」を制定し、特別徴収の対象者を明らかにした。今後は、具体的な事例が発生した場合に特別徴収を実施する。	子育て支援課
	24	意見	納付相談の書式	納付相談における聴取すべき事項や徴収すべき資料について、統一的な運用となるよう、マニュアル・書式を整備し、担当者の交代があっても一定の水準が保たれるようにすることが望ましい。	R2.4 措置済	既存のマニュアルを活用するとともに、書式については他課や他市の例を参考にし整備した。	子育て支援課
	25	意見	情報共有	滞納処分に伴う懸念事項があるとしても、他課との情報共有は積極的に行うことが望ましい。	R1.8 措置済	他課との情報共有を積極的に行い、滞納者に対し連携を図って取り組む（例：他課の窓口に来庁した際に、連絡をもらい同席して交渉する等）	子育て支援課
	26	指摘	延滞金の賦課	松江市市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の定めからすれば、一律に延滞金を徴収していない点は、法令の解釈を誤ったものであり、納付困難な事情がある場合には、個々の滞納者において、延滞金の減額又は免除をすべきである。	R4.3 措置済	令和4年度4月分から延滞金を賦課することとし、計算ができるよう令和3年度中にシステム改修を行った。 また、延滞金が賦課されることの周知については、①督促状を送送する際に併せて案内文書を送付、②市ホームページへの追記、③『入所の手引き』の冊子への追記で対応する。	子育て支援課
第7 知的障がい者福祉施設入所者負担金（障がい福祉課）	27	指摘	督促手数料	松江市市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の定めに基づき、督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	H31.3 措置済	対象の滞納債権については、時効により、督促手数料及び延滞金を遡って徴収することはできず、また、時効による不納欠損処理により、当該滞納債権の残額も0となった。	障がい者福祉課
	28	指摘	滞納債権の記録・管理	現存する債権の記録が断片的であることは、滞納債権の管理として不十分であり、滞納債権の管理体制を是正すべきである。	不措置 ※他の債権に指摘を応用	当該債権項目については、新規の賦課がないため、今後、滞納も発生することはない。しかしながら、当課所管の他の債権項目に関し、今後に備えて、記録管理、督促・延滞、時効、不納欠損等の処理について記載した債権管理マニュアルの作成を行う。	障がい者福祉課
	29	指摘	充当処理・消滅時効の管理	充当処理が不明確であり、消滅時効の管理の点で問題がある。充当処理を明確にした上で、消滅時効の管理を各期ごとに個別に管理することを徹底すべきである。	R2.3 措置済	障がい者福祉課債権管理マニュアルを作成し、時効や充当の管理について記載した。	障がい者福祉課
	30	指摘	不納欠損	公債権において時効期間が経過し、債権が消滅した場合には、債権が消滅した期に不納欠損をすべきである。	H31.3 措置済	対象の債権については、消滅していた事が判明した平成30年度の末に不納欠損を行った。	障がい者福祉課
第8 老人福祉費負担金（福祉総務課）	31	指摘	督促状	督促状の様式を整備するとともに、老人入所措置事務マニュアルに基づいて督促状を送付すべきである。	R1.10 措置済	財務規則に定めてある様式で対応することとした。	福祉総務課
	32	指摘	督促手数料及び延滞金	松江市市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の定めに基づき、督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	R1.10 措置済	滞納があれば督促手数料及び滞納金を徴収することとした。	福祉総務課

平成30年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

対象	番号	指摘 /意見	項目	指摘・意見・提言内容	措置年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
第9 幼稚園保育料（子育て支援課）	33	意見	担保の徴求	公正かつ公平な滞納整理の観点から、担保を徴求すべき条件等を検討し、事務要綱等を整備することが望ましい。	R1.8 措置済	分納計画にあわせて、児童手当からの徴収の申出書を担保として徴取し、不履行の際には、児童手当からの引き去りを行うこととした。	子育て支援課
	34	意見	納付相談の書式	納付相談における聴取すべき事項や徴求すべき資料について、統一的な運用となるよう、マニュアル・書式を整備し、担当者の交代があっても一定の水準が保たれるようにすることが望ましい。	R2.4 措置済	既存のマニュアルを活用するとともに、書式については他課や他市の例を参考にし整備した。	子育て支援課
	35	指摘	延滞金の賦課	松江市市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の定めからすれば、一律に延滞金を徴収していない点は、法令の解釈を誤ったものであり、納付困難な事情がある場合には、個々の滞納者において、延滞金の減額又は免除をすべきである。	R4.3 措置済	令和4年度4月分から延滞金を賦課することとし、計算ができるよう令和3年度中にシステム改修を行った。 また、延滞金が賦課されることの周知については、①督促状を発送する際に併せて案内文書を送付、②市ホームページへの追記、③『入所の手引き』の冊子への追記で対応する。	子育て支援課
第10 鹿島ケーブルテレビ加入者負担金・鹿島ケーブルテレビ使用料・鹿島ケーブルテレビインターネット使用料（秘書広報課）	36	指摘	督促手数料	松江市市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の定めに基づき「督促手数料」及び「延滞金」を請求することはできず、是正すべきである。	R1.5 措置済	口座振込依頼書の提出があった方に対し、5月末以降随時法定利息年5%を加算して返還している。今後も引き続き、文書の送付と訪問を行い、返還手続きを進める。	秘書広報課
	37	意見	時効の援用	不納欠損を実施した根拠を明確しておくためにも、債務者が時効の援用を行ったことを書面により取り交わしておくことが望ましい。	H31.1 措置済	今後、債務者から時効の援用の申出があった場合には、書面を取り交わすこととした。	秘書広報課
	38	指摘	不納欠損処理	私債権において、時効期間経過後、時効の援用がない場合には、議会の議決又は債権管理条例等に基づく債権放棄、あるいは債務免除を行った上で、不納欠損処理をすべきである。	R2.3 措置済	松江市債権管理条例は令和2年3月に制定した。	総務課 秘書広報課
第11 住宅新築資金等貸付金元利収入、結婚資金貸付金元利収入（人権施策推進課）	39	指摘	違約金	公正かつ公平な滞納整理の観点から、条例、要綱及び契約に基づき、違約金を請求すべきである。	R1.5 措置済	違約金を請求する事由に該当するか調査し、違約金を請求すべき者については、納付指導等を行った上で請求を行うこととした。	人権施策推進課
	40	指摘	火災保険の付保状況	契約書の定めに基づいて、火災保険が付されているか否かを確認し、その写しを適切に保管すべきである。	R1.5 措置済	対象物件について調査し、順次火災保険の付保状況の確認を行う。火災保険が付されている場合は、その写しを徴し、火災保険が付されていない場合には、火災保険に加入するよう依頼（指導）することとした。	人権施策推進課
	41	指摘	催告書の送付	効果的な滞納整理の観点から、電話や訪問による催告だけでなく、催告書の送付も行うべきであり、催告の頻度も高めるべきである。	R1.5 措置済	催告書の送付対象者について、順次催告書を送付することとした。今後も滞納整理事務取扱要綱第2条に基づき催告書を送付していくとともに、催告の頻度も高めることとした。	人権施策推進課
	42	指摘	保証人への通知	効果的な滞納整理の観点から、松江市住宅新築資金等貸付償還金滞納整理事務取扱要綱に基づき、保証人に対して、完納指導依頼書による通知を行うべきである。	R1.8 措置済	保証人について調査し、催告書の送付後の状況に応じて滞納整理事務取扱要綱第3条に基づき保証人に対して通知することとした。	人権施策推進課
	43	指摘	分割納付誓約書	効果的な滞納整理の観点から、松江市住宅新築資金等貸付償還金滞納整理事務取扱要綱第5条に基づき、分割納付誓約書を徴求すべきである。	R1.6 措置済	対象者について調査し、順次分割納付誓約書の徴求を行うこととした。今後も滞納整理事務取扱要綱第5条に基づき分割納付誓約書を徴求することとした。	人権施策推進課

平成30年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

対象	番号	指摘 /意見	項目	指摘・意見・提言内容	措置年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
	44	指摘	抵当権の設定	効果的な滞納整理及び公正かつ公平な滞納整理の観点から、抵当権の設定をすべきである。	不措置	昭和58年度から国の指示によって抵当権を設定。未設定の昭和57年度以前の物件については、債権の保全管理上必要と考えるが、貸付後37年以上経過しており資産価値が低下していること、費用負担が生じること及び相手の同意が必要なことから困難であるため、抵当権を設定しないこととした。	人権施策推進課
	45	意見	連帯保証人の追加、抵当権の設定・追加設定	債権保全の観点から、松江市住宅新築資金等貸付償還金滞納整理事務取扱要綱第9条に基づき、連帯保証人の追加や抵当権の設定又は追加設定といった、債権保全上必要な措置を講ずることが望ましい。	不措置	条例及び契約書上2人以上の連帯保証人は求めている。債権の保全管理上必要と考えるが、貸付が終わってから23年以上経過しており、連帯保証人の追加は困難であるため、連帯保証人の追加はしないこととした。抵当権の追加設定については、No.44と同様に困難であるため、抵当権の追加設定をしないこととした。	人権施策推進課
	46	指摘	期限前償還請求予告通知書	公平かつ公正な滞納整理の観点から、松江市住宅新築資金等貸付償還金滞納整理事務取扱要綱に基づき、期限前償還請求予告通知書（様式第10号）により債務者に通知すべきである。	R1.6 措置済	滞納整理事務取扱要綱第2条から第4条の措置を講じても納付がない滞納者に対し、滞納整理事務取扱要綱第11条1項に基づき通知することとした。	人権施策推進課
	47	指摘	法的措置	督促後相当期間を経過しても履行されていない債権もあり、回収に向けて、訴訟手続等の必要な法的措置をとるべきである。	R1.6 措置済	滞納整理事務取扱要綱第2条から第4条及び第11条の措置を講じても納付がない滞納者に対し、滞納整理事務取扱要綱第12条に基づき法的措置を検討することとした。	人権施策推進課
	48	指摘	不納欠損の定め	松江市住宅新築資金等貸付償還金滞納整理事務取扱要綱第14条第1号は、不納欠損処理のできる場合の定めとして不正確であり、また、同条第2号、第5号は、債権自体が消滅していないので、不納欠損処理ができる場合の定めとして誤りであるから、是正すべきである。	R1.7 措置済	滞納整理事務取扱要綱第14条を改正した。	人権施策推進課
	49	指摘	免除の記録	債権の消滅事由である市長の免除については、事後的に明確にするためにも、文書により行い、記録を保管すべきである。	R1.6 措置済	松江市住宅新築資金等貸付金条例第8条第1号に掲げる事由により、償還の免除を行う場合は、文書により記録を保管することとした。	人権施策推進課
	50	指摘	連帯保証人の相続人調査	連帯保証人の相続人調査及び相続放棄・限定承認の申述の有無の調査を速やかに行い、請求することが可能な相続人には請求すべきである。	R1.5 措置済	保証人について調査し、保証人が死亡している場合には、保証人の相続調査をすることとした。相続人の調査の結果、請求が可能である場合には、承継手続を行った後、相続人に請求することとした。	人権施策推進課
第12 公園墓地管理料、南北霊苑管理料（市民課）	51	意見	納付相談の書式	納付相談における聴取すべき事項や徴収すべき資料について、統一的な運用となるよう、マニュアル・書式を整備し、担当者交代があっても一定の水準が保たれるようにすることが望ましい。	R1.8 措置済	マニュアルを整備し、書式は既存の様式を継続使用することとした。	市民課
	52	意見	使用権消滅後の手続	将来的には、無縁墓を改葬するかどうか、改葬する場合には費用をどうするか等について、検討する必要があると考えられる。	R2.9 措置済	無縁墓改葬については、相続人及び祭祀承継者の調査結果に基づき無縁墓であることを確認した上で、改葬費用及び改葬後の販売見込、改葬の必要性などを考慮して実施判断することとした。	市民課
	53	意見	不納欠損処理	今後、時効期間を経過した債権が増加する可能性もあり、一定の場合には不納欠損処理が可能となるように、債権管理条例を制定するなどして、効率的な債権管理業務が行えるような体制を整備することが望ましい。	R2.3 措置済	松江市債権管理条例は令和2年3月に制定した。	総務課 市民課

平成30年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

対象	番号	指摘 /意見	項目	指摘・意見・提言内容	措置年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
第13 住宅使用料・付設駐車場使用料（建築指導課）	54	指摘	督促手数料	松江市市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の定めに基づき督促手数料を請求することはできず、直ちに是正すべきである。	H31.2 措置済	督促手数料の徴収は、平成31年1月分の住宅使用料（家賃）から停止した。	建築指導課
	55	指摘	付設駐車場使用請書	保証債務の範囲を明確にするため、市営住宅使用請書、特定公共賃貸住宅使用請書とは別に、市営住宅駐車場使用請書、特定公共賃貸住宅駐車場使用請書を作成すべきである。	R2.4 措置済	入居時に連帯保証人を不要とすることとしたため、連帯保証人の債務範囲の記載も不要となった。 なお、使用にあたっての手続きは、国の示す標準条例や県条例においても使用許可としており、特段の問題も生じていないため現状のままとする。	建築指導課
	56	意見	市営住宅使用請書、特定公共賃貸住宅使用請書、川原住宅使用請書	債務の範囲を明確にするため、「債務」について、「入居者が負担すべき家賃、修繕費用、損害賠償等の一切の債務」といった記載にすることが望ましい。	R2.4 措置済	入居時に連帯保証人を不要とすることとしたため、連帯保証人の債務範囲の記載も不要となった。	建築指導課
	57	意見	設駐車場について住宅の明渡し請求の条項の準用	付設駐車場についても、使用者の明渡し義務を明確にした方が望ましく、駐車場の明渡し義務の履行を促すため、損害金について特段の定めを置くことが望ましい。そのため、住宅の明渡しの条項を準用する条項を設けるなどした方が望ましい。	R2.4 措置済	市営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例を改正し、付設駐車場の明渡し義務について規定した。	建築指導課
	58	指摘	付設駐車場使用料についての督促	付設駐車場使用料についても、督促についての規定を条例・規則に設けるべきである。	R2.4 措置済	市営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例を改正し、付設駐車場使用料の督促について規定した。	建築指導課
	59	意見	付設駐車場の保証金	付設駐車場使用料についても債権保全のため、住宅使用料の場合と同様に、条例に補償金の定めを設けることを検討することが望ましい。	R2.4 措置済	入居者に対する新たな負担を求めることになるため、使用許可の取消しを前提として納付指導を強化することとし、保証金は求めないこととした。	建築指導課
	60-1	意見	連帯保証人に対する催告の時期	滞納月数2か月以上の入居者に対する催告書において、滞納月数3か月となった場合には、連帯保証人にも催告書を送付する旨を記載し、滞納月数3か月となった場合には、連帯保証人に対しても催告書の送付を行った方が望ましい。	R2.4 措置済	滞納月数2か月の滞納者は毎月200名程度だが、年金支給前であることや引落口座への入金忘れなどの悪質とはいえない理由によるものがほとんどであり、3か月の滞納者は30名程度まで減少する。 このため、今後も滞納2か月では電話連絡や臨宅徴収を行い、3か月で本人へ催告（連帯保証人へ催告書を送付する旨を記載）し、4か月で本人に加え、連帯保証人へも催告を行うこととした。	建築指導課
	60-2	指摘		「市営住宅滞納徴収事務取扱」では、徴収員訪問及び電話催告、催告書送付の手續において「（任意）」という文言が記載されているが、滞納者に対する取立ては一律に行うべきであり、「（任意）」との文言は削除すべきである。	H31.4 措置済	「市営住宅滞納徴収事務取扱」から「（任意）」の文言を削除した。	建築指導課
	61	指摘	訴訟の提起	公正かつ公平な滞納整理の観点から、滞納月数が5か月以上で分割納付もしていない滞納入居者については、入居者及び連帯保証人に対し、訴訟提起をすべきである。	R2.1 措置済	悪質な滞納者及び連帯保証人に対し、訴訟を提起した。	建築指導課
	62-1	指摘	消滅時効の管理	督促による時効中断は、「対象月の滞納家賃に対する1回目の督促の納期限」の時点で時効中断の効力が生じるのではなく、「対象月の滞納家賃に対する1回目の督促が滞納者に到達した時点」で時効中断の効力が生じる。建築指導課では、消滅時効の中断時期について、認識に誤りがあるので、是正すべきである。	H31.4 措置済	消滅時効の中断時期について、指摘のとおり認識を改めた。	建築指導課

平成30年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

対象	番号	指摘 /意見	項目	指摘・意見・提言内容	措置年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
	62-2	意見		消滅時効の管理において、実務上の運用としては、督促状による時効中断は除外した方がよいと考えられる。	H31.4 措置済	消滅時効の管理において、督促状による時効の中断は除外することとした。	建築指導課
	62-3	指摘		直近の年度の滞納はないが、数年前の年度の滞納が残存するという事態が生じないよう、古い期（月）の納付書から納付するよう促すことや滞納が解消されない場合に訴訟手続を進めるなど、運用を検討すべきである。	H31.4 措置済	過年度滞納家賃はさらに積極的に徴収することとした。また、過年度滞納分として支払われた家賃については、古い期（月）から充ててることを確認した。	建築指導課
	63	意見	不納欠損処理	一定の場合には不納欠損処理が可能なように、債権管理条例を制定するなどして、回収不能な債権を切り分け、効率的かつ公平な債権管理業務が行えるような整備がなされることが望ましい。	R2.3 措置済	松江市債権管理条例は令和2年3月に制定した。	総務課 建築指導課
	64	意見	島根県住宅供給公社との連携	平成30年度から、松江市と島根県住宅供給公社との連携の強化が図られる方向に向かっており、今後も連携を強化するような体制が整備されていくことが望ましい。	R30.6 措置済	今後も住宅供給公社との連絡会議を毎月開催することで連携を強化し、効率的な滞納徴収を実施する。	建築指導課
第14 児童クラブ使用料（生涯学習課）	65	意見	納付相談の書式	納付相談における聴取すべき事項や徴収すべき資料について、統一的な運用となるよう、マニュアル・書式を整備し、担当者の交代があっても一定の水準が保たれるようにすることが望ましい。	R2.3 措置済	事務処理や対応を漏れなく行うことをねらいとして、納付相談や滞納整理についてのマニュアルを作成した。	生涯学習課
	66	意見	3か月以上の滞納者	効果的な催告とするため、現に児童クラブを利用中であり、かつ、3か月以上使用料を滞納している者には、他の滞納者とは異なる文言を使用するなどして、催告を行うことが望ましい。	H30.12 措置済	児童クラブ使用料催告状の様式の改正を行った。	生涯学習課
	67	意見	不納欠損処理	一定の場合には不納欠損処理が可能なように、債権管理条例を制定するなどして、回収不能な債権を切り分け、効率的かつ公平な債権管理業務が行えるような整備がなされることが望ましい。	R2.3 措置済	松江市債権管理条例は令和2年3月に制定した。	生涯学習課、総務課
	68	指摘	督促状の書式	私債権である児童クラブの使用料の滞納に対する督促について、「審査請求できる。」とする根拠はなく、当該記載は、法令の解釈を誤ったものである。	H30.12 措置済	松江市児童クラブ条例施行規則の改正を行い、児童クラブ使用料督促状を改めた。	生涯学習課
第15 給食費（学校給食課）	69	意見	私会計としての取り扱い	私会計として取り扱うことにより、滞納者に対して現実的に訴訟等の提起ができない状態であることは、望ましいものとはいえず、現時点でも、松江市においては、学校給食費の公会計化に向けた取組を実施しているとのことであるが、早急に実現すべきである。	検討中	公会計運用開始に向け、他市の状況の把握や内部協議、システム等の検討を進めてきたが、全国的に給食費を含めた学校徴収金全体の公会計化の検討へ移行してきている自治体が増えてきている状況から、引き続き、教育委員会関係各課との検討・協議を進める。 併せて、国において実施される令和8年度からの学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）や、今後実施予定の中学校給食無償化に向けた制度設計等の動向を注視しながら検討・協議を行う。	学校給食課
	70	意見	滞納整理の時期	公平かつ効率的な滞納整理の観点からすると、より早い時期から滞納整理を実施することが望ましい。	R1.9 措置済	昨年度までは11月から滞納対策を行っていたものを本年度については9月から行い、実施時期を早めた。	学校給食課

平成30年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

対象	番号	指摘 /意見	項目	指摘・意見・提言内容	措置年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
総括	71	提言	債権管理条例の制定	消滅時効期間が経過している私債権についての債権管理を適正かつ効率的に行うために、債権管理条例を制定し、その条例中に債権放棄についての特別の定めを設けることが望ましい。	R2.3 措置済	松江市債権管理条例を令和2年3月議会で制定。	総務課
	72	提言	訴え提起、和解、調停に関する事項の専決処分	松江市においても、迅速な債権回収を行えるよう、一定金額以下の非強制徴収公債権及び私債権についての訴えの提起、和解、調停に関する事項を専決処分とすることが望ましい。	R3.3 措置済	令和3年第1回松江市議会にて、価額（元本に限る。）が100万円以下の金銭債権についての訴えの提起、和解、調停に関することが、専決処分事項に追加された（令和3年3月18日議決）。	総務課 行政改革推進課
	73	提言	一元管理体制の整備	情報共有の範囲や人的・物的基盤の整備など、一元管理をする上での課題もあるが、効率的な行政を実現するため、松江市の実情にあった債権管理体制を整備することを検討することが望ましい。	R2.9 措置済	市税等滞納整理対策本部会議において、定期的に情報共有できる債権管理体制を整備。 強制徴収公債権においては、「松江市滞納整理にかかる個人情報の適正な利用に関する要綱」に基づき、滞納者の情報を集約及び提供できる体制を整える（年1～3回程度、照会～回答～情報交換会の実施）。 非強制徴収公債権及び私債権においては、一定の範囲（独自で調査できる内容など）で情報共有を図る（随時、事務局へ照会）。	行政改革推進課
	74	提言	情報共有	共有する情報の範囲や共有の方法など、その取扱いを慎重に検討する必要はあるが、事務の重複を避け、地方自治体全体として一体的な滞納整理を行う観点からも、条例等を整備した上で、各所管課において滞納者の情報を共有することが望ましい。	R2.3 措置済	松江市債権管理条例を令和2年3月議会で制定。	総務課